

## 兵庫大学短期大学部履修規程

〔平成9年4月1日制定〕  
〔兵大短程第25号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第26条に基づき、試験及び学修の評価等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則20条に規定するものとする。

(必修科目、選択科目)

第3条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目 ... 必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目 ... 指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第3条の2 授業科目の単位の計算方法は、学則第23条に規定するところによる。ただし、1単位の授業時間が演習30時間、実技・実験及び実習45時間以外の授業科目については別表1のとおりとする。

(履修登録)

第4条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を教務課に提出しなければならない。

2 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。

3 その他履修登録について必要なことは、別に定める。

(成績評価を受ける資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の授業科目について成績評価を受けることができない。

- (1) 成績評価を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 各学期において定められた期日までに授業料等の学納金を完納していないときその学期の全授業科目
- (3) 授業欠席回数が授業実施回数の三分の一を超えるとときその授業科目

(成績評価)

第6条 成績評価は、その授業科目の授業時間中に随時行う考査等をもって行うこととする。

2 考査は、筆答、論文、実技等の方法で行う。

3 成績評価は、100点満点の点数で行う。

4 成績通知は、点数とともに、次の基準による評価をもって行う。

- (1) 秀 95点～100点
- (2) 優 80点～94点
- (3) 良 70点～79点
- (4) 可 60点～69点
- (5) 不可 60点未満

5 「可」以上の成績をもって合格とする。

6 その他成績評価について必要なことは、別に定める。

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修し、「可」以上の成績評価を得た者には、所定の単位を与える。

(再考査)

第8条 学生は、不合格になった科目について再考査を受けることができる。ただし、各学期に再考査が受けられる科目数の上限は、3科目とする。

2 再考査を希望するものは、あらかじめ指定期日までにその旨を教務課へ届けなければならない。

3 再考査は、一回のみ行う。

4 再考査を経た後の成績評価は、69点を超えないものとする。

5 その他再考査について必要なことは、別に定める。

(不正行為)

第9条 授業時間中の考査、また、再考査を受けているときに、不正行為を行った者に対しては、教室等からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の単位を認定しない。

2 その他不正行為について必要なことは、別に定める。

(再履修)

第10条 学生は、不合格となった授業科目の単位を修得するために、その科目を再履修することができる。

2 「可」以上の成績評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、別表2に定める62単位以上を修得した者について、卒業を認定する。

2 前項に定める要件を満たし卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、兵庫大学短期大学部学位規程の定める短期大学士の学位を授与する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学長が定める。

(改廃)

第13条 この規程を改廃しようとするときは、教務委員会及び教授会に諮り大学運営会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条の 2 関係)

| 学科     | 授業形態 | 1 単位の授業時間数 | 授業科目  |
|--------|------|------------|---|
| 保育科第一部 | 演習   | 15 時間      | 日本語 (読解と表現)<br>英語<br>コンピュータ演習<br>臨床心理学<br>保育内容・健康<br>保育内容・人間関係<br>保育内容・環境<br>保育内容・言葉<br>保育内容・表現 A<br>保育内容・表現 B<br>保育・教職実践演習 (幼稚園) |
|        | 実技   | 30 時間      | 健康・スポーツ科学Ⅱ (実技)<br>健康・スポーツ科学Ⅲ (実技)  |
|        | 実習   | 40 時間      | 教育実習<br>保育実習Ⅰ<br>保育実習Ⅱ<br>保育実習Ⅲ   |

| 学科     | 授業形態 | 1単位の授業時間数 | 授業科目  |
|--------|------|-----------|---|
| 保育科第三部 | 演習   | 15 時間     | 日本語（読解と表現）<br>英語<br>コンピュータ演習<br>臨床心理学<br>保育内容・健康<br>保育内容・人間関係<br>保育内容・環境<br>保育内容・言葉<br>保育内容・表現A<br>保育内容・表現B<br>保育・教職実践演習（幼稚園） |
|        | 実技   | 30 時間     | 健康・スポーツ科学Ⅱ（実技）<br>健康・スポーツ科学Ⅲ（実技）  |
|        | 実習   | 40 時間     | 教育実習<br>保育実習Ⅰ<br>保育実習Ⅱ<br>保育実習Ⅲ   |

別表 2（第 11 条関係）

保育科第一部及び保育科第三部

| 科目区分             | 卒業必要単位数 |
|------------------|---------|
| 基礎・教養科目          | 6 単位以上  |
| 学科教育科目           | 48 単位以上 |
| その他上記科目区分のいずれかから | 8 単位以上  |
| 合計               | 62 単位以上 |